

株式等振替制度に係る業務処理要領第7.4版 新旧対照表(2024/11/6)

第1章 総則

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	1	4	12	追加	※ 間接口座管理機関は、法第44条第1項第13号に掲げる者を上位機関とする場合、口座管理機関に関する命令第1条に規定する要件(自身が国内の口座管理機関の場合、その加入者が国内投資家である適格機関投資家等に限られる等)を満たす必要がある。	-	5.(1)備考

第2章 振替株式

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

第3章 振替新株予約権付社債

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

第4章 振替新株予約権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

第5章 振替投資信託受益権(ETF)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

第6章 振替受益権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

資料等

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

変更箇所はございません。

株式等振替制度に係る業務処理要領第7.3版 新旧対照表(2024/11/1)

第1章 総則

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	1	1	1	変更	※ ①、⑧及び⑨については、 <u>金融商品取引法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場</u> (いわゆるプロ向け市場。以下「特定取引所金融商品市場」という。)に係る上場申請の公表が行われているものを含む。	※ ①、⑧及び⑨については、 <u>TOKYO PRO Market</u> に係る上場申請の公表が行われているものを含む。	1. ① 備考
2	1	1	7	変更	※ <u>特定取引所金融商品市場に係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、金融商品取引所等に関する内閣府令第7条の2に規定する特定業務を行うための資格を取得した者(J-Adviser等)で発行者と契約を締結した者(以下「担当J-Adviser等」という。)</u> の担当者を届け出ることができる。	※ <u>TOKYO PRO Market</u> に係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、 <u>担当J-Adviser</u> の担当者を届け出ることができる。	2. (3) a ④ 備考
3	1	1	8	変更	※ <u>特定取引所金融商品市場に係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、担当J-Adviser等の担当者を届け出ることができる。</u>	※ <u>TOKYO PRO Market</u> に係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、 <u>担当J-Adviser</u> の担当者を届け出ることができる。	2. (3) d ④ 備考
4	1	1	9	変更	※ <u>特定取引所金融商品市場に係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、担当J-Adviser等の担当者を届け出ることができる。</u>	※ <u>TOKYO PRO Market</u> に係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、 <u>担当J-Adviser</u> の担当者を届け出ることができる。	2. (3) e ④ 備考
5	1	1	10	変更	※ <u>特定取引所金融商品市場に係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、担当J-Adviser等の担当者を届け出ることができる。</u>	※ <u>TOKYO PRO Marketに上場する場合には、発行者の担当者に加えて、担当J-Adviserの担当者を届け出ることができる。</u>	2. (3) f ③ 備考
6	1	1	11	変更	※ <u>特定取引所金融商品市場に係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、担当J-Adviser等の担当者を届け出ることができる。</u>	※ <u>TOKYO PRO Marketに上場する場合には、発行者の担当者に加えて、担当J-Adviserの担当者を届け出ることができる。</u>	2. (3) g ③ 備考
7	1	1	12	変更	※ <u>特定取引所金融商品市場に係る発行者については、上場申請の取下げの公表が行われた場合を含む。</u>	※ <u>TOKYO PRO Market</u> に係る発行者については、上場申請の取下げの公表が行われた場合を含む。	2. (6) 備考

第2章 振替株式

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1	2	2	1	変更	※ 取扱開始時の新規記録に係る標準日程については、資料2-2-1参照。	※ 取扱開始時の新規記録に係る日程については、資料2-2-1参照。	第1 備考
2	2	2	1	変更	発行者が、その発行する株式について機構が取り扱うことに同意しようとするときは、発行者、引受主幹事証券会社(特定取引所金融商品市場に係る発行者については、担当J-Adviser等)及び株主名簿管理人は、法第131条第1項の通知(株主等への新規記録に係る一定の日等の通知)をしようとする日の2週間程度前の日までに、機構に対し、次に掲げる事項を連絡しなければならない。	発行者が、その発行する株式について機構が取り扱うことに同意しようとするときは、発行者、引受主幹事証券会社(TOKYO PRO Marketに係る発行者については、担当J-Adviser)及び株主名簿管理人は、法第131条第1項の通知(株主等への新規記録に係る一定の日等の通知)をしようとする日の2週間程度前の日までに、機構に対し、次に掲げる事項を連絡しなければならない。	第1 1.(1) a
3	2	2	1	追加	※ 「一定の日」とは、法第131条第1項第1号の一定の日をいう。以下、この節において同じ。	-	第1 1.(1) a 備考
4	2	2	1	変更	※ 機構が取扱いを開始する日は、原則として口座通知の取次ぎの受付締切日とする。	※ 機構が取扱いを開始する日は、原則として事務上の口座通知の取次ぎ受付締切日とする。	第1 1.(1) a 備考
5	2	2	1	変更	① 新規記録に係る手続日程案として次に掲げる事項 ア 法第131条第1項の通知をしようとする日 イ 上場承認予定日(特定取引所金融商品市場に係る発行者については、上場する予定の金融商品取引所が上場申請の公表を行う日) ウ 株主等による口座通知の受付締切日(口座通知の取次ぎの請求の受付締切日) ※ 標準日程としては一定の日の前営業日から起算して8営業日前の日 エ 口座通知の取次ぎの受付締切日 ※ 標準日程としては一定の日の前営業日から起算して6営業日前の日 オ 一定の日 カ 新規記録日 ※ 標準日程としては一定の日の翌営業日 キ 上場予定日	① 新規記録に係る手続日程案	第1 1.(1) a ①
6	2	2	1	削除	(削除)	※ 手続日程案としては、主に以下の事項を連絡する。 ① 法第131条第1項の通知をしようとする日 ② 法第131条第1項の通知を上場承認日に先立って行うか、上場承認日と同日に行うかの別 ③ 法第131条第1項第1号の一定の日(以下この節において「一定の日」という。) ④ 新規記録日(標準日程としては一定の日の翌営業日) ⑤ 事務上の口座通知の取次ぎ受付締切日(標準日程としては一定の日の前営業日から起算して6営業日前の日) ⑥ 上場承認予定日(TOKYO PRO Marketに係る発行者については東京証券取引所が上場申請の公表を行う日) ⑦ 上場予定日	第1 1.(1) a ① 備考
7	2	2	1	追加	※ アの日からウの日までの期間は、15日以上で、発行者の株主等の状況(株主数の多寡や株主の属性等)やその期間内の営業日数等の個別の事情に照らして、株主等が口座通知をするための期間として十分な期間とする必要がある。	-	第1 1.(1) a ① ア 備考
8	2	2	1	追加	※ エの日からオの日までの期間(標準日程:7営業日)は、株主等が新規記録を受ける口座を開設済みであり、発行者がその口座を知っている場合等、特別口座が開設されないことが見込まれる場合には、関係者との調整のうえ、1営業日短縮することも可能。	-	第1 1.(1) a ① エ 備考
9	2	2	2	変更	機構は、a の連絡を受けたときは、発行者、引受主幹事証券会社(特定取引所金融商品市場に係る発行者については、担当J-Adviser等)及び株主名簿管理人との協議により、取扱いを開始しようとする株式の株主数等を踏まえて、新規記録に係る手続日程を定める。	機構は、a の連絡を受けたときは、発行者、引受主幹事証券会社(TOKYO PRO Marketに係る発行者については、担当J-Adviser)及び株主名簿管理人との協議により、取扱いを開始しようとする株式の株主数等を踏まえて、新規記録に係る手続日程を定める。	第1 1.(1) b
10	2	2	2	追加	※ 機構は、発行者が法第131条第1項の通知をしようとする日から口座通知の受付締切日(口座通知の取次ぎの請求の受付締切日)までの期間が、15日以上で、発行者の株主等の状況(株主数の多寡や株主の属性等)やその期間内の営業日数等の個別の事情に照らして、株主等が口座通知をするための期間として十分な期間となる手続日程を定める。	-	第1 1.(1) b 備考
11	2	2	3	変更	発行者は、機構に対し、機構が取り扱うことに同意しようとする株式について、法第131条第1項の通知をする日の2営業日前までに、同意書及びその添付書類を提出しなければならない。	発行者は、機構に対し、同意しようとする株式等について、法第131条第1項の通知をする日の2営業日前までに、同意書及びその添付書類を提出しなければならない。	第1 1.(1) c

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
12	2	2	4	変更	発行者は、機構が取り扱うことに同意した株式について、株主名簿に記録された株主等(株主又は登録株式質権者をいう。以下同じ。)に対し、法第131条第1項の通知をしなければならない。	発行者は、一定の日の1ヶ月前までに、株主名簿に記録された株主等(株主又は登録株式質権者をいう。以下同じ。)に対し、法第131条第1項の通知をしなければならない。	第1 1. (2)
13	2	2	4	変更	① 取り扱うこととする機構取扱対象株式等の銘柄 ② 株式の内容 ③ 銘柄コード、ISINコード ④ 法人番号 ⑤ 株主等による口座通知の受付締切日(口座通知の取次ぎの請求の受付締切日) ⑥ 口座通知の取次ぎ(口座通知データ)受付締切日(機構取扱開始日) ⑦ 一定の日 ⑧ 機構加入者への新規記録通知データ配信日 ⑨ 新規記録日 ⑩ 上場日 ⑪ 単元株式数 ⑫ 単元未満株式の売渡制度の有無 ⑬ 外国人保有制限銘柄であるか否かの別 ⑭ 決算期 ⑮ 定時株主総会に係る基準日 ⑯ 剰余金の配当に係る基準日 ⑰ 総株主通知請求に係る株主確定日 ⑱ 株主名簿管理人 ⑲ 特別口座を開設する口座管理機関 ⑳ 新規記録日における新規記録予定株式数 ㉑ その他機構が定める事項	① 取り扱うこととする機構取扱対象株式等の銘柄 ② 株式の内容 ③ 銘柄コード、ISINコード ④ 法人番号 ⑤ 事務上の口座通知の取次ぎ(口座通知データ)受付締切日(機構取扱開始日) ⑥ 一定の日 ⑦ 機構加入者への新規記録通知データ配信日 ⑧ 新規記録日 ⑨ 上場日 ⑩ 単元株式数 ⑪ 単元未満株式の売渡制度の有無 ⑫ 外国人保有制限銘柄であるか否かの別 ⑬ 決算期 ⑭ 定時株主総会に係る基準日 ⑮ 剰余金の配当に係る基準日 ⑯ 総株主通知請求に係る株主確定日 ⑰ 株主名簿管理人 ⑱ 特別口座を開設する口座管理機関 ⑲ 新規記録日における新規記録予定株式数 ㉑ その他機構が定める事項	第1 1. (3)
14	2	2	4	変更	※ 株主等は発行者から(2)の通知を受けると直近上位機関に口座通知の取次ぎの請求を開始することが考えられるため、機構は、発行者が当該通知をした日以降速やかにTarget保振サイトに掲載する。	※ 株主等は発行者から(2)の通知を受けると直近上位機関に口座通知の取次ぎの依頼を開始することが考えられるため、機構は、発行者が当該通知をした日以降速やかにTarget保振サイトに掲載する。	第1 1. (3) 備考
15	2	2	4	変更	※ ⑩について、(2)の通知時点で未定である場合には、決定後速やかに通知する。	※ ⑨について、(2)の通知時点で未定である場合には、決定後速やかに通知する。	第1 1. (3) ⑩備考
16	2	2	4	変更	※ ⑫について、売渡制度を採用している場合には、売渡代金を入金すべき金融機関預金口座及び振替元口座を、別途、一覧の形式にてTarget保振サイトに掲載する。	※ ⑪について、売渡制度を採用している場合には、売渡代金を入金すべき金融機関預金口座及び振替元口座を、別途、一覧の形式にてTarget保振サイトに掲載する。	第1 1. (3) ⑫備考
17	2	2	5	変更	(業42条、 42条の2 、43条、44条及び45条、施38条、39条、40条及び41条)	(業42条、43条、44条及び45条、施38条、39条、40条及び41条)	第1 1. (4)
18	2	2	5	変更	機構及び口座管理機関は、その加入者から発行者に対する口座(新規記録により増加の記録を受けるものに限る。)の通知の取次ぎの請求を(3)⑤の日までに受けたときは、発行者に当該口座通知を取り次がなければならない。	機構及び口座管理機関は、その加入者から発行者に対する口座(新規記録により増加の記録を受けるものに限る。)の通知の取次ぎの請求を受けたときは、発行者に当該口座通知を取り次がなければならない。	第1 1. (4) a
19	2	2	5	追加	※ 口座管理機関は、原則として、口座通知の取次ぎの請求を受けた日の翌営業日から起算して2営業日後の日までに口座通知データを送信しなければならない。	-	第1 1. (4) a 備考
20	2	2	6	変更	※ 間接口座管理機関は、その上位機関である機構加入者が、口座通知の取次ぎの受付締切日までに後記cの通知をすることができるように左記の委託をしなければならない。	※ 間接口座管理機関は、その上位機関である機構加入者が、事務上の口座通知の取次ぎ受付締切日までに後記cの通知をすることができるように左記の委託をしなければならない。	第1 1. (4) b 備考
21	2	2	6	変更	口座通知の取次ぎ受付締切日までの日の午前3時から午後8時まで	事務上の口座通知の取次ぎ受付締切日までの日の午前3時から午後8時まで	第1 1. (4) c (b) ア
22	2	2	6	変更	口座通知の取次ぎ受付締切日までの日の午前3時から午後8時まで	事務上の口座通知の取次ぎ受付締切日までの日の午前3時から午後8時まで	第1 1. (4) c (b) イ
23	2	2	12	変更	新規記録日の7営業日前の日から前営業日までの間に基準日が到来する場合には、取扱開始日を基準日の翌営業日に設定する日程(資料2-2-1②参照、以下「例外日程」という。このiにおいて同じ。)を原則的な取扱いとする。 例外日程では、関係者(発行者、株主名簿管理人及び主幹事証券会社をいう。以下このiにおいて同じ。)は、口座通知の取次ぎの受付締切日の前日までに株主名簿の名義書換を極力完了させるよう、あらかじめ、株主と十分調整を行う必要がある。 ただし、株主との調整を行ってもなお、口座通知の取次ぎの受付締切日から取扱開始日の前日までの間に、発行者が株主から名義書換請求を受けた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。	新規記録日の7営業日前の日から前営業日までの間に基準日が到来する場合には、取扱開始日を基準日の翌営業日に設定する日程(資料2-2-1②参照、以下「例外日程」という。このiにおいて同じ。)を原則的な取扱いとする。 例外日程では、関係者(発行者、株主名簿管理人及び主幹事証券会社をいう。以下このiにおいて同じ。)は、事務上の口座通知の受付締切日の前日までに株主名簿の名義書換を極力完了させるよう、あらかじめ、株主と十分調整を行う必要がある。 ただし、株主との調整を行ってもなお、事務上の口座通知の受付締切日から取扱開始日の前日までの間に、発行者が株主から名義書換請求を受けた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。	第1 1. (4) i (a)
24	2	2	12	変更	※ 新規記録日の7営業日前の日から前営業日までの間に基準日が到来する場合には、新規上場時の取扱開始の標準日程において当該基準日は新規記録日前であり、その時点では振替口座簿の記録がないことから、口座管理機関、株主名簿管理人及び機構が総株主通知等に係る特別な事務を行う必要がある等、株式等振替制度の安定的な運営に影響を及ぼしかねない。そのため、このような場合には、標準日程では新規記録日の7営業日前の日に口座通知の取次ぎの受付締切日と合わせて設定している取扱開始日を、口座通知の取次ぎの受付締切日と切り離し、基準日の翌営業日に設定する例外日程を原則的な取扱いとする。	※ 新規記録日の7営業日前の日から前営業日までの間に基準日が到来する場合には、新規上場時の取扱開始の標準日程において当該基準日は新規記録日前であり、その時点では振替口座簿の記録がないことから、口座管理機関、株主名簿管理人及び機構が総株主通知等に係る特別な事務を行う必要がある等、株式等振替制度の安定的な運営に影響を及ぼしかねない。そのため、このような場合には、標準日程では新規記録日の7営業日前の日に事務上の口座通知の受付締切日と合わせて設定している取扱開始日を、事務上の口座通知の受付締切日と切り離し、基準日の翌営業日に設定する例外日程を原則的な取扱いとする。	第1 1. (4) i (a) 備考

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
25	2	2	13	変更	※ 新規上場銘柄の株式は取扱開始日の前日までは振替株式でないため、当該基準日に係る総株主通知を行う必要はない。一方で、振替株式でない状態が続き、口座通知の取次ぎの受付締切日後も取扱開始日の前日までの間に株主から名義書換請求を受ける可能性があるため、留意が必要。	※ 新規上場銘柄の株式は取扱開始日の前日までは振替株式でないため、当該基準日に係る総株主通知を行う必要はない。一方で、振替株式でない状態が続き、 <u>事務上の</u> 口座通知の受付締切日後も取扱開始日の前日までの間に株主から名義書換請求を受ける可能性があるため、留意が必要。	第1 1. (4) i (a) 備考
26	2	2	14	変更	発行者は、口座通知の取次ぎの受付締切日の翌営業日までに機構から株主等の口座通知の取次ぎ(口座通知情報データ)を受けなかったときは、当該発行者が当該株主等のために開設の申出をした特別口座があるときを除き、法第131条第1項の通知で株主等に通知した特別口座を開設する口座管理機関に対し、当該株主等のために特別口座の開設の申出をしなければならない。	発行者は、 <u>事務上の</u> 口座通知取次ぎの受付締切日の翌営業日までに機構から株主等の口座通知の取次ぎ(口座通知情報データ)を受けなかったときは、当該発行者が当該株主等のために開設の申出をした特別口座があるときを除き、法第131条第1項の通知で株主等に通知した特別口座を開設する口座管理機関に対し、当該株主等のために特別口座の開設の申出をしなければならない。	第1 1. (5)
27	2	2	14	変更	※ (4)iで定めた例外日程における取扱いで、発行者が株主から <u>口座通知</u> の取次ぎの受付締切日から取扱開始日の前日までの間に株主名簿の書換請求を受けたものの、書換に係る株主が口座通知の取次ぎ請求を行わない場合を含む。	※ (4)iで定めた例外日程における取扱いで、発行者が株主から <u>事務上の</u> 口座通知の受付締切日から取扱開始日の前日までの間に株主名簿の書換請求を受けたものの、書換に係る株主が口座通知の取次ぎ請求を行わない場合を含む。	第1 1. (5) 備考
28	2	2	19	追加	(8)口座通知の取次ぎの請求等を受けた口座管理機関が、口座通知の取次ぎの委託を締切日までに行うことができなかった場合の取扱い 口座管理機関は、その加入者から口座通知の取次ぎの請求又はその直近下位機関から口座通知の取次ぎの委託を受けた場合であって、事務上の過誤等の理由により、直近上位機関に対して口座通知の取次ぎの委託を締切日までに行うことができなかったときは、直ちに機構、発行者(株主名簿管理人)及び特別口座を開設する口座管理機関に連絡しなければならない。その場合には、関係者間で協議のうえ、当該口座通知に係る口座へ株式を記録するための対応について決定する。	-	第1 1. (8)
29	2	2	19	追加	※ 加入者による口座通知の取次ぎの請求に係る口座へ株式を記録するための対応としては、発行者(株主名簿管理人)における新規記録通知データの修正又は訂正によるものや、新規記録日当日の特別口座からの振替によるもの等が考えられる。	-	第1 1. (8) 備考
30	2	2	19	変更	発行者による機構に対する連絡は、法第131条第1項の通知(株主等への新規記録に係る一定の日等の通知)をしようとする日の3週間程度前の日までに行うこととする。 新規上場時における連絡事項との相違点は以下のとおり。 ・ 新規記録に係る手続日程案において、以下の事項は除く。 イ 上場承認予定日 キ 上場予定日 ・ 機構が取り扱うことに同意しようとする株式の銘柄として、英文商号が追加となる。	発行者による機構に対する連絡は、法第131条第1項の通知(株主等への新規記録に係る一定の日等の通知)をしようとする日の3週間程度前の日までに行うこととする。 新規上場時における連絡事項との相違点は以下のとおり。 ・ 新規記録に係る手続日程案において、以下の事項は除く。 ② 法第131条第1項の通知を <u>上場承認日に先立って行うか、上場承認日と同日に行うかの別</u> ⑥ 上場承認予定日 ⑦ 上場予定日 ・ 機構が取り扱うことに同意しようとする株式の銘柄として、英文商号が追加となる。	第1 2. (1) a
31	2	2	112	変更	(※)有価証券報告書を提出しなければならない発行者又は特定取引所金融商品市場の発行者を株式交付子会社とする株式交付は、公開買付規制の適用対象となる(金融商品取引法第27条の2)。	(※)有価証券報告書提出会社(上場会社等)・特定上場有価証券の発行者(いわゆるプロマーケットの上場会社)を株式交付子会社とする株式交付は、公開買付規制の適用対象となる(金融商品取引法第27条の2)。	第4 9.
32	2	16	1	変更	※ 上場承認後(特定取引所金融商品市場に係る発行者については、上場する予定の金融商品取引所による上場申請の公表後)、市況の悪化等の理由により上場日までの間に上場承認が取り消された場合(特定取引所金融商品市場に係る発行者については、上場申請の取り下げの公表等が行われた場合を含む。)の取扱いは、以下のとおり。	※ 上場承認後(TOKYO PRO Marketに係る発行者については東京証券取引所による上場申請の公表後)、市況の悪化等の理由により上場日までの間に上場承認が取り消された場合(TOKYO PRO Marketに係る発行者については、上場申請の取り下げの公表等が行われた場合を含む。)の取扱いは、以下のとおり。	備考
33	2	16	1	変更	・新たに上場承認(特定取引所金融商品市場に係る発行者については、 <u>上場する予定の金融商品取引所</u> による上場申請の公表)がされたときは、通常の取扱開始と同様の手続により処理をする。	・新たに上場承認(TOKYO PRO Marketに係る発行者については東京証券取引所による上場申請の公表)がされたときは、通常の取扱開始と同様の手続により処理をする。	備考

第3章 振替新株予約権付社債

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

第4章 振替新株予約権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1					変更箇所はございません。		
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

第5章 振替投資信託受益権(ETF)

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

第6章 振替受益権

項番	章	節	頁	変更区分	新	旧	変更箇所
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

変更箇所はございません。

資料等

※項番28～37については、16ページ以降の参考1（改正後）及び参考2（改正前）をご参照ください。

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
1	別紙1－2－1	削除	(削除)	※ TOKYO PRO Marketに係る発行者については、東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第313条に規定する契約関係が終了した場合を含む。	22 備考
2	別紙1－2－7	削除	(削除)	※ TOKYO PRO Marketに係る発行者については、東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第313条に規定する契約関係が終了した場合を含む。	13 備考
3	別紙2－2－1	変更	※ ④吸収合併の日程には吸収合併消滅会社の株主等による口座通知(口座通知の取次ぎの請求)の受付締切日及び口座通知の取次ぎの受付締切日を含む。	※ ④吸収合併の日程には吸収合併消滅会社の株主に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。	1－1. (1)④備考
4	別紙2－2－1	追加	※ 吸収合併消滅会社が法第131条第1項の通知をする日から株主等による口座通知(口座通知の取次ぎの請求)の受付締切日までの期間は、15日以上で、株主等の状況(株主数の多寡や株主の属性等)やその期間内の営業日数等の個別の事情に照らして、株主等が口座通知をするための期間として十分な期間とする必要がある。	-	1－1. (1)④備考
5	別紙2－2－1	変更	吸収合併消滅会社は、吸収合併期日を法第160条第1項の一定の日とし、その株主又は登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対し、吸収合併期日の株主等について新規記録通知をする旨、当該株主等が増加の記録を受ける株式数、株主等による口座通知(口座通知の取次ぎの請求)の受付締切日までに振替口座を通知すべき旨、特別口座を開設する口座管理機関等の内容を含んだ通知(法第131条第1項の通知)をしなければならない。	吸収合併消滅会社は、吸収合併期日を法第160条第1項の一定の日とし、その1ヶ月前までに、その株主又は登録株式質権者(以下「株主等」という。)に対し、吸収合併期日の株主等について新規記録通知をする旨、当該株主等が増加の記録を受ける株式数、事務上の口座通知の取次ぎの受付締切日までに振替口座を通知すべき旨、特別口座を開設する口座管理機関等の内容を含んだ通知(法第131条第1項の通知)をしなければならない。	1－1. (3)
6	別紙2－2－1	追加	※ 法第131条第1項の通知日から株主等による口座通知(口座通知の取次ぎの請求)の受付締切日までの期間は、15日以上で、株主等の状況(株主数の多寡や株主の属性等)やその期間内の営業日数等の個別の事情に照らして、株主等が口座通知をするための期間として十分な期間とする必要がある。	-	1－1. (3)備考
7	別紙2－2－1	変更	口座通知の取次ぎは、基本的には、新規記録日までの日程としては新規上場時の取扱開始に係る標準日程と同様の日程による手続とする。但し、株主等による口座通知(口座通知の取次ぎの請求)の受付締切日後も吸収合併消滅会社株主による株主名簿の書換の請求が可能であるため、受付締切日後に当該請求があった場合には、口座通知データの訂正等の関係者による対応(後記iに記載。)が必要である。	口座通知の取次ぎは、基本的には、新規記録日までの日程としては新規上場時の取扱開始に係る標準日程と同様の日程による手続とする。但し、事務上の口座通知の取次ぎの受付締切日後も吸収合併消滅会社株主による株主名簿の書換の請求が可能であるため、事務上の口座通知の取次ぎの受付締切日後に当該請求があった場合には、口座通知データの訂正等の関係者による対応(後記iに記載。)が必要である。	1－1. (4)
8	別紙2－2－1	変更	機構及び口座管理機関は、その加入者から吸収合併消滅会社に対する口座(増加の記録を受けるものに限る。)の通知の取次ぎの請求を株主等による口座通知(口座通知の取次ぎの請求)の受付締切日までに受けたときは、吸収合併消滅会社に当該口座通知を取り次がなければならない。	機構及び口座管理機関は、その加入者から吸収合併消滅会社に対する口座(増加の記録を受けるものに限る。)の通知の取次ぎの請求を受けたときは、吸収合併消滅会社に当該口座通知を取り次がなければならない。	1－1. (4) a
9	別紙2－2－1	追加	※ 口座管理機関は、原則として、口座通知の取次ぎの請求を受けた日の翌営業日から起算して2営業日後の日までに口座通知データを送信しなければならない。	-	1－1. (4) a 備考
10	別紙2－2－1	変更	※ 間接口座管理機関は、その上位機関である機構加入者が、口座通知の取次ぎの受付締切日までに後記cの通知をすることができるように左記の委託をしなければならない。	※ 間接口座管理機関は、その上位機関である機構加入者が、事務上の口座通知の取次ぎの受付締切日までに後記cの通知をすることができるように左記の委託をしなければならない。	1－1. (4) b 備考
11	別紙2－2－1	変更	i 口座通知の取次ぎの受付締切日の翌営業日以降に吸収合併消滅会社の株主名簿の書換があった場合の取扱い	i 事務上の口座通知の取次ぎの受付締切日の翌営業日以降に吸収合併消滅会社の株主名簿の書換があった場合の取扱	1－1. (4) i
12	別紙2－2－1	変更	吸収合併存続会社は、口座通知の取次ぎの受付締切日の翌営業日までに機構から株主等の口座通知の取次ぎを受けなかったときは、(3)の通知で株主等に通知した特別口座を開設する口座管理機関に対し、当該株主等のために特別口座の開設の申出をしなければならない	吸収合併存続会社は、事務上の口座通知の取次ぎの受付締切日の翌営業日までに機構から株主等の口座通知の取次ぎを受けなかったときは、(3)の通知で株主等に通知した特別口座を開設する口座管理機関に対し、当該株主等のために特別口座の開設の申出をしなければならない。	1－1. (5)
13	別紙2－2－1	変更	※ 特別口座に株式の記録を受ける株主等は、口座通知の取次ぎの受付停止期間に、吸収合併存続会社に対し、新規記録日の業務開始時(午前9時)の特別口座から当該株主等の口座への振替を申請することができる。	※ 特別口座に株式の記録を受ける株主等は、事務上の口座通知の取次ぎの受付停止期間に、吸収合併存続会社に対し、新規記録日の業務開始時(午前9時)の特別口座から当該株主の口座への振替を申請することができる。	1－1. (5)備考

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
14	別紙2-2-1	追加	(8)口座通知の取次ぎの請求等を受けた口座管理機関が、口座通知の取次ぎの委託を締切日までに行うことができなかった場合の取扱い 口座管理機関は、その加入者から口座通知の取次ぎの請求又はその直近下位機関から口座通知の取次ぎの委託を受けた場合であって、事務上の過誤等の理由により、直近上位機関に対して口座通知の取次ぎの委託を締切日までに行うことができなかったときは、直ちに機構、発行者(株主名簿管理人)及び特別口座を開設する口座管理機関に連絡しなければならない。その場合には、関係者間で協議のうえ、当該口座通知に係る口座へ株式を記録するための対応について決定する。	-	1-1.(8)
15	別紙2-2-1	追加	※ 加入者による口座通知の取次ぎの請求に係る口座へ株式を記録するための対応としては、発行者(株主名簿管理人)における新規記録通知データの修正又は訂正によるものや、新規記録日当日の特別口座からの振替によるもの等が考えられる。	-	1-1.(8)備考
16	別紙2-2-1	変更	※ ⑤新設合併の日程には新設合併消滅会社(振替株式の発行者でない新設合併消滅会社)の株主による <u>口座通知(口座通知の取次ぎの請求)の受付締切日及び</u> 口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。	※ ⑤新設合併の日程には新設合併消滅会社(振替株式でない新設合併消滅会社)の株主に <u>係る</u> 口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。	2.(1)⑤備考
17	別紙2-2-1	追加	※ 新設合併消滅会社(振替株式の発行者でない新設合併消滅会社)が法第131条第1項の通知をする日から株主等による口座通知(口座通知の取次ぎの請求)の受付締切日までの期間は、15日以上で、株主等の状況(株主数の多寡や株主の属性等)やその期間内の営業日数等の個別の事情に照らして、株主等が口座通知をするための期間として十分な期間とする必要がある。	-	2.(1)⑤備考
18	別紙2-2-1	変更	新設合併消滅会社は、新設合併期日を法第160条第1項の一定の日とし、その株主等に対し、新設合併期日の株主等について新規記録通知をする旨、当該株主等が増加の記録を受ける株式数、株主等による <u>口座通知(口座通知の取次ぎの請求)の受付締切日</u> までに振替口座を通知すべき旨、特別口座を開設する口座管理機関等の内容を含んだ通知(法第131条第1項の通知)をしなければならない。	新設合併消滅会社は、新設合併期日を一定の日とし、 <u>その1ヶ月前までに</u> 、その株主等に対し、新設合併期日の株主等について新規記録通知をする旨、当該株主等が増加の記録を受ける株式数、 <u>事務上の</u> 口座通知の取次ぎの受付締切日までに振替口座を通知すべき旨、特別口座を開設する口座管理機関等の内容を含んだ通知(法第131条第1項の通知)をする。	2.(3)
19	別紙2-2-1	追加	※ 法第131条第1項の通知日から株主等による口座通知(口座通知の取次ぎの請求)の受付締切日までの期間は、15日以上で、株主の状況(株主数の多寡や株主の属性等)やその期間内の営業日数等の個別の事情に照らして、株主等が口座通知をするための期間として十分な期間とする必要がある。	-	2.(3)備考
20	別紙2-2-1	変更	振替株式の発行者である新設合併消滅会社は、口座通知の取次ぎの受付締切日の翌営業日までに機構から株主等の口座通知の取次ぎを受けなかったときは、(3)の通知で株主等に通知した特別口座を開設する口座管理機関に対し、当該株主等のために特別口座の開設の申出をする。	振替株式の発行者である新設合併消滅会社は、 <u>事務上の</u> 口座通知の取次ぎの受付締切日の翌営業日までに機構から株主等の口座通知の取次ぎを受けなかったときは、(3)の通知で株主等に通知した特別口座を開設する口座管理機関に対し、当該株主等のために特別口座の開設の申出をする。	2.(5)
21	別紙2-2-1	追加	(8)口座通知の取次ぎの請求等を受けた口座管理機関が、口座通知の取次ぎの委託を締切日までに行うことができなかった場合の取扱い 口座通知の取次ぎの請求等を受けた口座管理機関が、口座通知の取次ぎの委託を締切日までに行うことができなかった場合の取扱いは、1-1. 吸収合併①(8)の取扱いと同様とする。	-	2.(8)
22	別紙2-2-1	変更	※ ②吸収分割の日程には吸収分割会社に係る口座通知の取次ぎ <u>の</u> 受付締切日を含む。	※ ②吸収分割の日程には吸収分割会社に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。	3.(2)②備考
23	別紙2-2-1	変更	※ ③新設分割の日程には新設分割会社に係る口座通知の取次ぎ <u>の</u> 受付締切日を含む。	※ ③新設分割の日程には新設分割会社に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。	4.(2)③備考
24	別紙2-2-1	変更	※ ④株式交換の日程には株式交換完全子会社の株主等による <u>口座通知(口座通知の取次ぎの請求)の受付締切日及び</u> 口座通知の取次ぎ <u>の</u> 受付締切日を含む。	※ ④株式交換の日程には株式交換完全子会社の株主に <u>係る</u> 口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。	6.(1)④備考
25	別紙2-2-1	追加	※ 株式交換完全子会社が法第131条第1項の通知をする日から株主等による口座通知(口座通知の取次ぎの請求)の受付締切日までの期間は、15日以上で、株主等の状況(株主数の多寡や株主の属性等)やその期間内の営業日数等の個別の事情に照らして、株主等が口座通知をするための期間として十分な期間とする必要がある。	-	6.(1)④備考
26	別紙2-2-1	変更	※ ④株式移転の日程には株式移転完全子会社(振替株式の発行者でない株式移転完全子会社)の株主等による <u>口座通知(口座通知の取次ぎの請求)の受付締切日及び</u> 口座通知の取次ぎの受付締切日を含む。	※ ④株式移転の日程には株式移転完全子会社(振替株式でない株式移転完全子会社)の株主に <u>係る</u> 口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。	7.(1)④備考
27	別紙2-2-1	追加	※ 株式移転完全子会社(振替株式の発行者でない株式移転完全子会社)が法第131条第1項の通知をする日から株主等による口座通知(口座通知の取次ぎの請求)の受付締切日までの期間は、15日以上で、株主等の状況(株主数の多寡や株主の属性等)やその期間内の営業日数等の個別の事情に照らして、株主等が口座通知をするための期間として十分な期間とする必要がある。	-	7.(1)④備考

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所
28	別紙2-2-2	変更	1-1. 吸収合併① 別紙2-2-2 (注1) 吸収合併消滅会社の株式が非無償株式、吸収合併存続会社の株式が無償株式である場合の手続。	1-1. 吸収合併① 別紙2-2-2 (注1) 吸収合併消滅会社の株式が非無償株式、吸収合併存続会社の株式が無償株式である場合の手続。	P1
29	別紙2-2-3	変更	1-2. 吸収合併② 別紙2-2-3 (注1) 吸収合併存続会社の株式が非無償株式であり、吸収合併消滅会社の株式が無償株式である場合の手続。 (注2) 割当比率が非対等であり、自己株式ありの場合の手続。 (注3) 筆頭の矢印等が吸収合併存続会社の株主に係る手続であり、二重線の矢印等が吸収合併消滅会社の株主に係る手続。	1-2. 吸収合併② 別紙2-2-3 (注1) 吸収合併存続会社の株式が非無償株式であり、吸収合併消滅会社の株式が無償株式である場合の手続。 (注2) 割当比率が非対等であり、自己株式ありの場合の手続。 (注3) 筆頭の矢印等が吸収合併存続会社の株主に係る手続であり、二重線の矢印等が吸収合併消滅会社の株主に係る手続。	P1

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所																																																																																																																																																																																																																																
34	資料2-2-1①	変更	新規上場時の取扱開始の標準日程（振替法131条1項の通知を上場承認日に先立って行う場合） 資料2-2-1① <table><tr><th>日程</th><th>振替法の通知日の2週間程度前</th><th>～</th><th>振替法の通知日 Y-14日以上</th><th>～</th><th>（上場承認日）</th><th>～</th><th>（口座通知の締切日） Y X-8</th><th>X-7</th><th>（口座通知取次ぎの締切日） X-6</th><th>X-5</th><th>～</th><th>X-1</th><th>一定の日 X</th><th>新規記録日 X+1</th><th>～</th><th>（上場日）</th></tr><tr><td>発行者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>TA</td><td>事前の連絡</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>機構</td><td>同意書の提出</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>口座管理機関</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>株主</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （注1）株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるとき取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。 （注2）上場承認日、上場日については、金融商品取引所の決定する事項となる。 （注3）特定取引所金融商品市場への新規上場の場合については、上記の上場承認日を上場申請日と読み替える。 （注4）特別口座が開設されないことが見込まれる場合には、関係者との調整のうえ、X-6からXまでの期間を1営業日短縮することも可能。	日程	振替法の通知日の2週間程度前	～	振替法の通知日 Y-14日以上	～	（上場承認日）	～	（口座通知の締切日） Y X-8	X-7	（口座通知取次ぎの締切日） X-6	X-5	～	X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	～	（上場日）	発行者																	TA	事前の連絡																機構	同意書の提出																口座管理機関																	株主																	備考																	新規上場時の取扱開始の標準日程（振替法131条1項の通知を上場承認日に先立って行う場合） 資料2-2-1① <table><tr><th>日程</th><th>X-1月と2週間程度前</th><th>～</th><th>振替法の通知日 X-1月</th><th>～</th><th>（上場承認日）</th><th>～</th><th>取扱開始日 X-6</th><th>X-5</th><th>～</th><th>X-1</th><th>一定の日 X</th><th>新規記録日 X+1</th><th>～</th><th>（上場日）</th></tr><tr><td>発行者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>TA</td><td>事前の連絡</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>機構</td><td>同意書の提出</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>口座管理機関</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>株主</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （注1）株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるとき取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。 （注2）上場承認日、上場日については、金融商品取引所の決定する事項となる。 （注3）TOKYO PRO Marketへの新規上場の場合については、上記の上場承認日を上場申請日と読み替える。	日程	X-1月と2週間程度前	～	振替法の通知日 X-1月	～	（上場承認日）	～	取扱開始日 X-6	X-5	～	X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	～	（上場日）	発行者															TA	事前の連絡														機構	同意書の提出														口座管理機関															株主															備考															P1
日程	振替法の通知日の2週間程度前	～	振替法の通知日 Y-14日以上	～	（上場承認日）	～	（口座通知の締切日） Y X-8	X-7	（口座通知取次ぎの締切日） X-6	X-5	～	X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	～	（上場日）																																																																																																																																																																																																																					
発行者																																																																																																																																																																																																																																					
TA	事前の連絡																																																																																																																																																																																																																																				
機構	同意書の提出																																																																																																																																																																																																																																				
口座管理機関																																																																																																																																																																																																																																					
株主																																																																																																																																																																																																																																					
備考																																																																																																																																																																																																																																					
日程	X-1月と2週間程度前	～	振替法の通知日 X-1月	～	（上場承認日）	～	取扱開始日 X-6	X-5	～	X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	～	（上場日）																																																																																																																																																																																																																							
発行者																																																																																																																																																																																																																																					
TA	事前の連絡																																																																																																																																																																																																																																				
機構	同意書の提出																																																																																																																																																																																																																																				
口座管理機関																																																																																																																																																																																																																																					
株主																																																																																																																																																																																																																																					
備考																																																																																																																																																																																																																																					
35	資料2-2-1①	変更	新規上場時の取扱開始の標準日程（振替法131条1項の通知を上場承認日と同日に行う場合） 資料2-2-1① <table><tr><th>日程</th><th>振替法の通知日の2週間程度前</th><th>～</th><th>（上場承認日） 振替法の通知日 Y-14日以上</th><th>～</th><th>（口座通知の締切日） Y X-8</th><th>X-7</th><th>（口座通知取次ぎの締切日） X-6</th><th>X-5</th><th>～</th><th>X-1</th><th>一定の日 X</th><th>新規記録日 X+1</th><th>～</th><th>（上場日）</th></tr><tr><td>発行者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>TA</td><td>事前の連絡</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>機構</td><td>同意書の提出</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>口座管理機関</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>株主</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （注1）株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるとき取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。 （注2）上場承認日、上場日については、金融商品取引所の決定する事項となる。 （注3）特定取引所金融商品市場への新規上場の場合については、上記の上場承認日を上場申請日と読み替える。 （注4）特別口座が開設されないことが見込まれる場合には、関係者との調整のうえ、X-6からXまでの期間を1営業日短縮することも可能。	日程	振替法の通知日の2週間程度前	～	（上場承認日） 振替法の通知日 Y-14日以上	～	（口座通知の締切日） Y X-8	X-7	（口座通知取次ぎの締切日） X-6	X-5	～	X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	～	（上場日）	発行者															TA	事前の連絡														機構	同意書の提出														口座管理機関															株主															備考															新規上場時の取扱開始の標準日程（振替法131条1項の通知を上場承認日と同日に行う場合） 資料2-2-1① <table><tr><th>日程</th><th>X-1月と2週間程度前</th><th>～</th><th>（上場承認日） 振替法の通知日 X-1月</th><th>～</th><th>取扱開始日 X-6</th><th>X-5</th><th>～</th><th>X-1</th><th>一定の日 X</th><th>新規記録日 X+1</th><th>～</th><th>（上場日）</th></tr><tr><td>発行者</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>TA</td><td>事前の連絡</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>機構</td><td>同意書の提出</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>口座管理機関</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>株主</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> （注1）株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるとき取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。 （注2）上場承認日、上場日については、金融商品取引所の決定する事項となる。 （注3）TOKYO PRO Marketへの新規上場の場合については、上記の上場承認日を上場申請日と読み替える。	日程	X-1月と2週間程度前	～	（上場承認日） 振替法の通知日 X-1月	～	取扱開始日 X-6	X-5	～	X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	～	（上場日）	発行者													TA	事前の連絡												機構	同意書の提出												口座管理機関													株主													備考													P2																												
日程	振替法の通知日の2週間程度前	～	（上場承認日） 振替法の通知日 Y-14日以上	～	（口座通知の締切日） Y X-8	X-7	（口座通知取次ぎの締切日） X-6	X-5	～	X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	～	（上場日）																																																																																																																																																																																																																							
発行者																																																																																																																																																																																																																																					
TA	事前の連絡																																																																																																																																																																																																																																				
機構	同意書の提出																																																																																																																																																																																																																																				
口座管理機関																																																																																																																																																																																																																																					
株主																																																																																																																																																																																																																																					
備考																																																																																																																																																																																																																																					
日程	X-1月と2週間程度前	～	（上場承認日） 振替法の通知日 X-1月	～	取扱開始日 X-6	X-5	～	X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	～	（上場日）																																																																																																																																																																																																																									
発行者																																																																																																																																																																																																																																					
TA	事前の連絡																																																																																																																																																																																																																																				
機構	同意書の提出																																																																																																																																																																																																																																				
口座管理機関																																																																																																																																																																																																																																					
株主																																																																																																																																																																																																																																					
備考																																																																																																																																																																																																																																					

項番	資料番号	変更区分	新	旧	変更箇所																																																																																																																																																																																																				
36	資料2-2-1①	変更	非上場株式の取扱開始の標準日程 <table><tr><th>日程</th><th>振替法の通知日 の4週間程度前</th><th>振替法の通知日 の2週間前</th><th>振替法の通知日 Y-14日以上</th><th>口座通知の締切日 (口座通知取次ぎ請求の締切日) Y X-8</th><th>X-7</th><th>口座通知取次ぎの締切日 取扱開始日 X-6</th><th>X-5</th><th>～</th><th>X-1</th><th>一定の日 X</th><th>新規記録日 X+1</th></tr><tr><td>発行</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>TA</td><td>事前の連絡</td><td>同意書の提出</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>機関</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>口座管理機関</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>株主</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注1) 株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるときの取扱開始に係る日程は、機関がその都度定める。 (注2) 振替法131条1項の通知を行わない場合は、事前の連絡に係る「振替法の通知日の4週間程度前」を「取扱開始日-7週間程度」と、同意書の提出に係る「振替法の通知日の2週間前」を「取扱開始日-5週間」とそれぞれ読み替える。また、その場合の「機関による通知の日」は、取扱開始日の3週間前の日とする。 (注3) 特別口座が開設されないことが見込まれる場合には、関係者との調整のうえ、X-6からXまでの期間を1営業日短縮することも可能。	日程	振替法の通知日 の4週間程度前	振替法の通知日 の2週間前	振替法の通知日 Y-14日以上	口座通知の締切日 (口座通知取次ぎ請求の締切日) Y X-8	X-7	口座通知取次ぎの締切日 取扱開始日 X-6	X-5	～	X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	発行												TA	事前の連絡	同意書の提出										機関												口座管理機関												株主												備考												非上場株式の取扱開始の標準日程 <table><tr><th>日程</th><th>X-1月と 4週間程度</th><th>～</th><th>X-1月と 2週間</th><th>～</th><th>振替法の通知日 X-1月</th><th>～</th><th>取扱開始日 X-6</th><th>X-5</th><th>～</th><th>X-1</th><th>一定の日 X</th><th>新規記録日 X+1</th></tr><tr><td>発行</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>TA</td><td>事前の連絡</td><td></td><td>同意書の提出</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>機関</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>口座管理機関</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>株主</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注1) 株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるときの取扱開始に係る日程は、機関がその都度定める。 (注2) 振替法131条1項の通知を行わない場合は、事前の連絡に係る「X-1月と4週間程度」を「取扱開始日-7週間程度」と、同意書の提出に係る「X-1月と2週間」を「取扱開始日-5週間」と読み替える。また、その場合の「機関による通知の日」は、取扱開始日の3週間前の日とする。	日程	X-1月と 4週間程度	～	X-1月と 2週間	～	振替法の通知日 X-1月	～	取扱開始日 X-6	X-5	～	X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	発行													TA	事前の連絡		同意書の提出										機関													口座管理機関													株主													備考													P3																					
日程	振替法の通知日 の4週間程度前	振替法の通知日 の2週間前	振替法の通知日 Y-14日以上	口座通知の締切日 (口座通知取次ぎ請求の締切日) Y X-8	X-7	口座通知取次ぎの締切日 取扱開始日 X-6	X-5	～	X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1																																																																																																																																																																																														
発行																																																																																																																																																																																																									
TA	事前の連絡	同意書の提出																																																																																																																																																																																																							
機関																																																																																																																																																																																																									
口座管理機関																																																																																																																																																																																																									
株主																																																																																																																																																																																																									
備考																																																																																																																																																																																																									
日程	X-1月と 4週間程度	～	X-1月と 2週間	～	振替法の通知日 X-1月	～	取扱開始日 X-6	X-5	～	X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1																																																																																																																																																																																													
発行																																																																																																																																																																																																									
TA	事前の連絡		同意書の提出																																																																																																																																																																																																						
機関																																																																																																																																																																																																									
口座管理機関																																																																																																																																																																																																									
株主																																																																																																																																																																																																									
備考																																																																																																																																																																																																									
37	資料2-2-1②	変更	新規上場時の取扱開始の例外日程（新規記録日の7営業日前から前営業日までの間に基準日が到来する場合） <table><tr><th>日程</th><th>振替法の通知日 Y-14日以上</th><th>～</th><th>口座通知の締切日 (口座通知取次ぎ請求の締切日) Y X-8</th><th>～</th><th>口座通知取次ぎの締切日 取扱開始日 X-6</th><th>X-5</th><th>基準日 X-4</th><th>取扱開始日 (基準日+1) X-3</th><th>X-2</th><th>新規記録通知 データ送信日 X-1</th><th>一定の日 X</th><th>新規記録日 X+1</th><th>～</th><th>(上場日)</th></tr><tr><td>発行</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>TA</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>機関</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>口座管理機関</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>株主</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注1) 名義書換が発生しない株主の処理については「新規上場時の取扱開始の標準日程」と同様。 (注2) 本資料は、X-4に基準日が到来した場合を例として作成している。	日程	振替法の通知日 Y-14日以上	～	口座通知の締切日 (口座通知取次ぎ請求の締切日) Y X-8	～	口座通知取次ぎの締切日 取扱開始日 X-6	X-5	基準日 X-4	取扱開始日 (基準日+1) X-3	X-2	新規記録通知 データ送信日 X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	～	(上場日)	発行															TA															機関															口座管理機関															株主															備考															新規上場時の取扱開始の例外日程（新規記録日の7営業日前から前営業日までの間に基準日が到来する場合） <table><tr><th>日程</th><th>X-1月</th><th>～</th><th>取扱開始日 X-6</th><th>X-5</th><th>基準日 X-4</th><th>取扱開始日 (基準日+1) X-3</th><th>X-2</th><th>新規記録通知 データ送信日 X-1</th><th>一定の日 X</th><th>新規記録日 X+1</th><th>～</th><th>(上場日)</th></tr><tr><td>発行</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>TA</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>機関</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>口座管理機関</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>株主</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>備考</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> (注1) 名義書換が発生しない株主の処理については「新規上場時の取扱開始の標準日程」と同様。 (注2) 本資料は、X-4に基準日が到来した場合を例として作成している。	日程	X-1月	～	取扱開始日 X-6	X-5	基準日 X-4	取扱開始日 (基準日+1) X-3	X-2	新規記録通知 データ送信日 X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	～	(上場日)	発行													TA													機関													口座管理機関													株主													備考													P1
日程	振替法の通知日 Y-14日以上	～	口座通知の締切日 (口座通知取次ぎ請求の締切日) Y X-8	～	口座通知取次ぎの締切日 取扱開始日 X-6	X-5	基準日 X-4	取扱開始日 (基準日+1) X-3	X-2	新規記録通知 データ送信日 X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	～	(上場日)																																																																																																																																																																																											
発行																																																																																																																																																																																																									
TA																																																																																																																																																																																																									
機関																																																																																																																																																																																																									
口座管理機関																																																																																																																																																																																																									
株主																																																																																																																																																																																																									
備考																																																																																																																																																																																																									
日程	X-1月	～	取扱開始日 X-6	X-5	基準日 X-4	取扱開始日 (基準日+1) X-3	X-2	新規記録通知 データ送信日 X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	～	(上場日)																																																																																																																																																																																													
発行																																																																																																																																																																																																									
TA																																																																																																																																																																																																									
機関																																																																																																																																																																																																									
口座管理機関																																																																																																																																																																																																									
株主																																																																																																																																																																																																									
備考																																																																																																																																																																																																									

日程	決議日	～ X-1月 ～	振替法の通知日 Y-14日以上	口座通知の締切日 (口座通知取次ぎ請求の締切日) Y X-9	X-8	口座通知取次ぎ の締切日 X-7	X-6	X-5	X-4	X-3	X-2	X-1	吸収合併期日 一定の日 X
非振替 消滅会社													
振替 吸収合併 (T A)													
機構													
口座管理機関													
消滅会社の 株主													
備考													

○実務的には、吸
収合併存続会
社のデータを
移行Aを行う。

訂正後の口座通知情報データ
(最終日)

訂正後の口座通知データ
(最終日)

9 : 00に記録する。

増加の記録

増加の記録

9 : 00に記録する。

○吸収合併存続会社は、口座通知(口座通知取次ぎ請求)受付期間に口座が通知されない株主等のために特別口座を開設し、当該特別口座に当該株主等の株式を新規

(注1) 吸収合併消滅会社の株式が非振替株式、吸収合併存続会社の株式が振替株式である場合の手続。

[illegible]

(注3) 単線の矢印等が吸収合併存続会社の株主に係る手続であり、二重線の矢印等が吸収合併消滅会社の株主に係る手続。

[illegible]

(注1) 吸収合併存続会社の株式が非振替株式であり、吸収合併消滅会社の株式が振替株式である場合の手続。
(注2) 割当比率が非対等であり、自己株充当ありの場合の手続。
(注3) 単線の矢印等が吸収合併存続会社の株主に係る手続であり、二重線の矢印等が吸収合併消滅会社の株主に係る手続。

日程	決議日	～ X-1月 ～	振替法の通知日 Y-14日以上	～ 口座通知の締切日 (口座通知取次ぎ請求の締切日) Y X-9	X-8	口座通知取次ぎ の締切日 X-7	X-6	X-5	X-4	X-3	X-2	X-1	新設合併期日 一定の日 X	X+1
非振替 消滅会社併 新設合併														
振替 新設合併消滅 会社(TA)														
発行者の決定事項等の通														
機構														
口座管理機関														
消滅会社の株主														
備考														

○実務的には、振替株式の発行者である新設合併消滅会社のTAがデータの授受を行う。

○機構及び口座管理機関は、新設合併に係る株主確定日(X-1)における、振替株式の発行者である新設合併消滅会社の株主についての総株主通知に係る手続を行う。また、当該株主に対する新設合併設立会社銘柄の交付は、口座に対する増減の記録により行う。

○振替株式の発行者である新設合併消滅会社は、口座通知(口座通知取次ぎ請求)受付期間に口座が通知されない株主等のために特別口座を開設し、当該特別口座に当該株主等の株式を新

振替法131条1項の通知

機構報による通知

口座通知(口座通知取次ぎ請求)受付期間

口座通知取次ぎ受付期間

口座通知取次ぎ受付停止期間

口座通知情報データ(最終日) 3:00~14:00

口座通知情報確認結果データ 17:00~20:00

口座通知データ 3:00~14:00

口座通知データ 3:00~20:00

新規記録通知データ 3:00~20:00

入力処理内容通知 左記データ受信後直ちに

新規記録通知データ 3:00~20:00

15:30に記録する。

新規記録

15:30に記録する。

(注1) 一方の新設合併消滅会社の株式が非振替株式であり、他方の新設合併消滅会社の株式が振替株式である場合の手続。

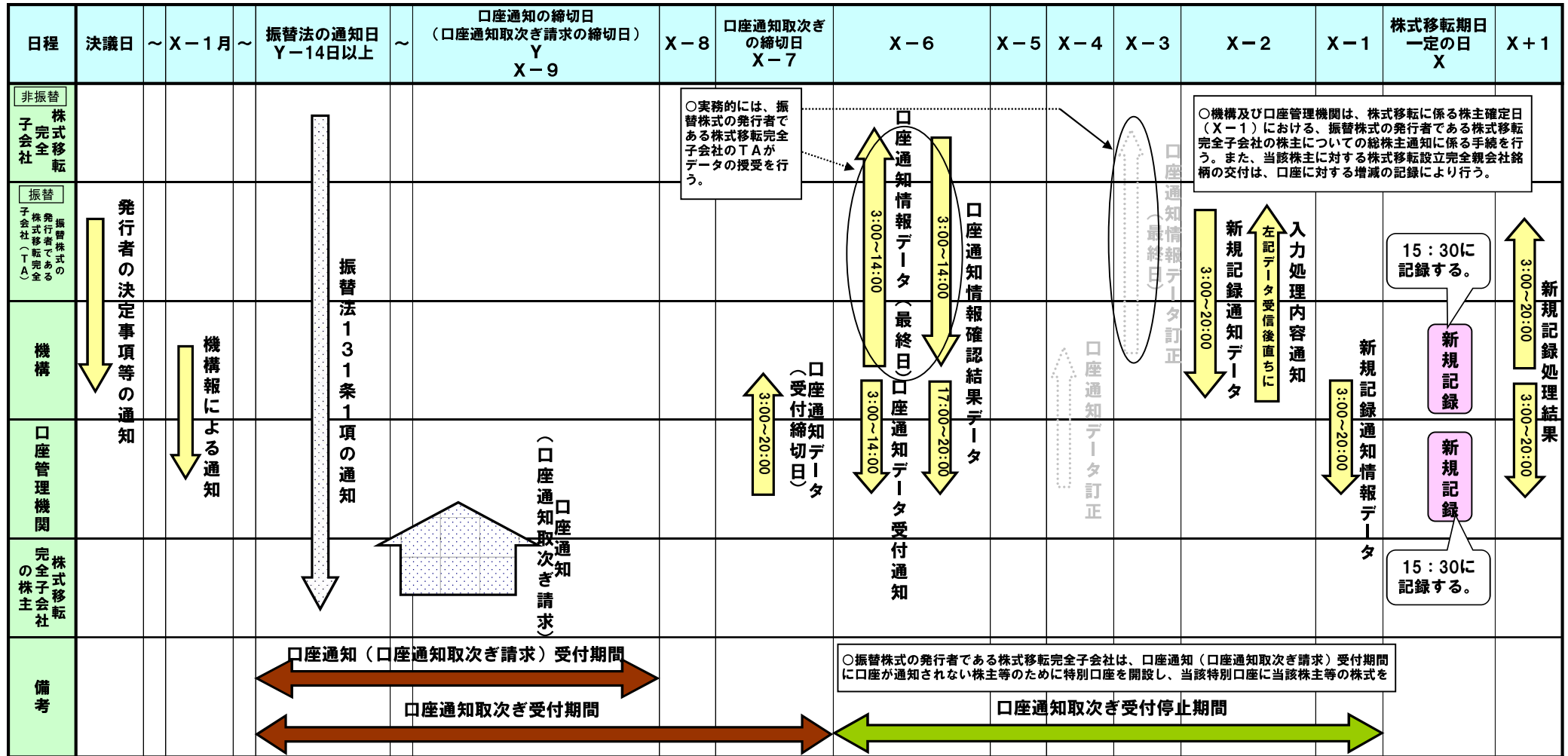
6. 株式交換

別紙 2-2-8

[illegible]

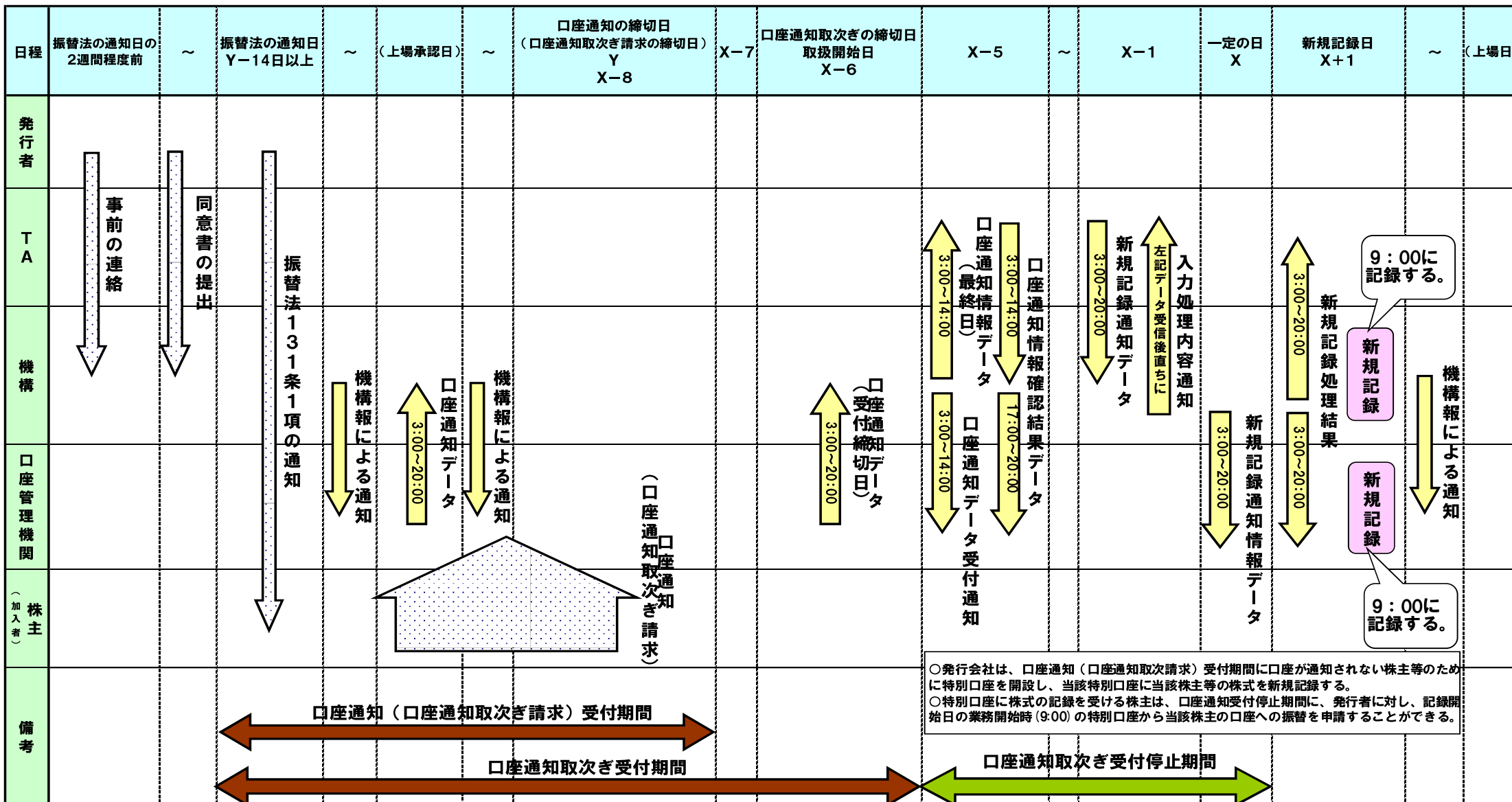
(注1) 株式交換完全子会社の株式が非振替株式、株式交換完全親会社の株式が振替株式である場合の手続。

7. 株式移転

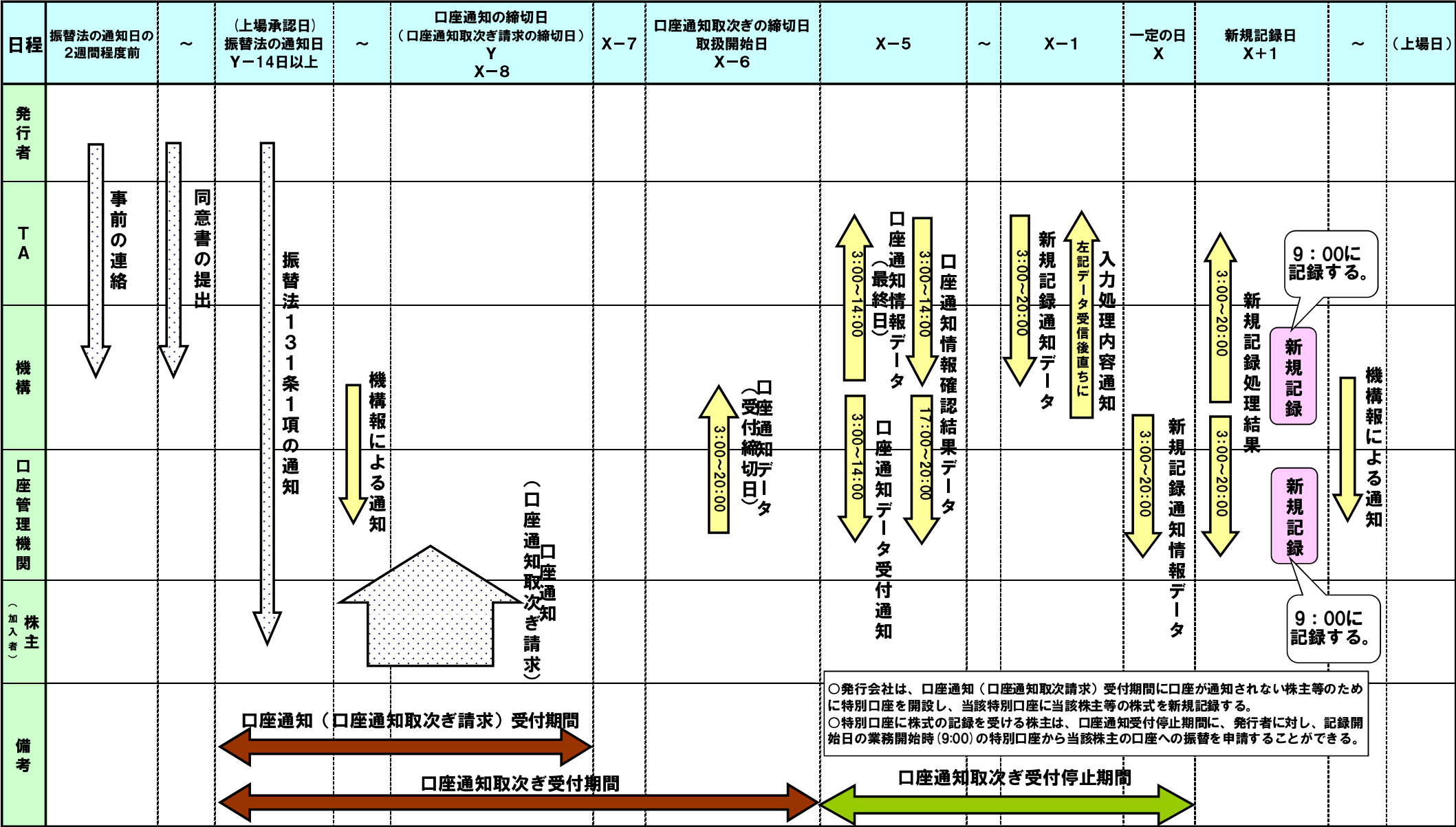


(注1) 一方の株式移転完全子会社の株式が非振替株式であり、他方の株式移転完全子会社の株式が振替株式である場合の手続。

新規上場時の取扱開始の標準日程（振替法131条1項の通知を上場承認日に先立って行う場合）



新規上場時の取扱開始の標準日程（振替法131条1項の通知を上場承認日と同日に行う場合）



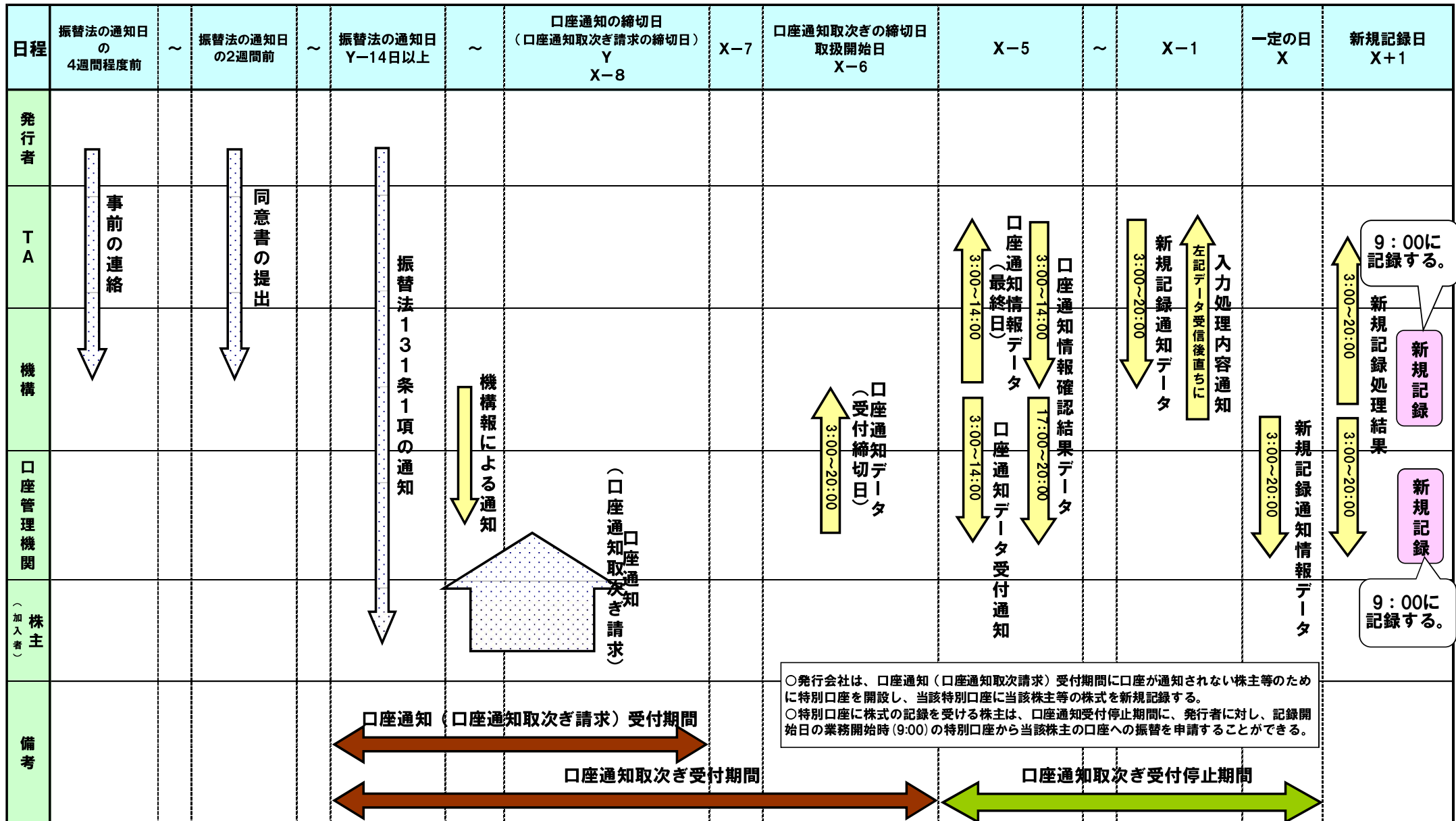
（注1）株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるときの取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。

（注2）上場承認日、上場日については、金融商品取引所の決定する事項となる。

（注3）特定取引所金融商品市場への新規上場の場合については、上図の上場承認日を上場申請日と読み替える。

（注4）特別口座が開設されないことが見込まれる場合には、関係者との調整のうえ、X-6からXまでの期間を1営業日短縮することも可能。

非上場株式の取扱開始の標準日程



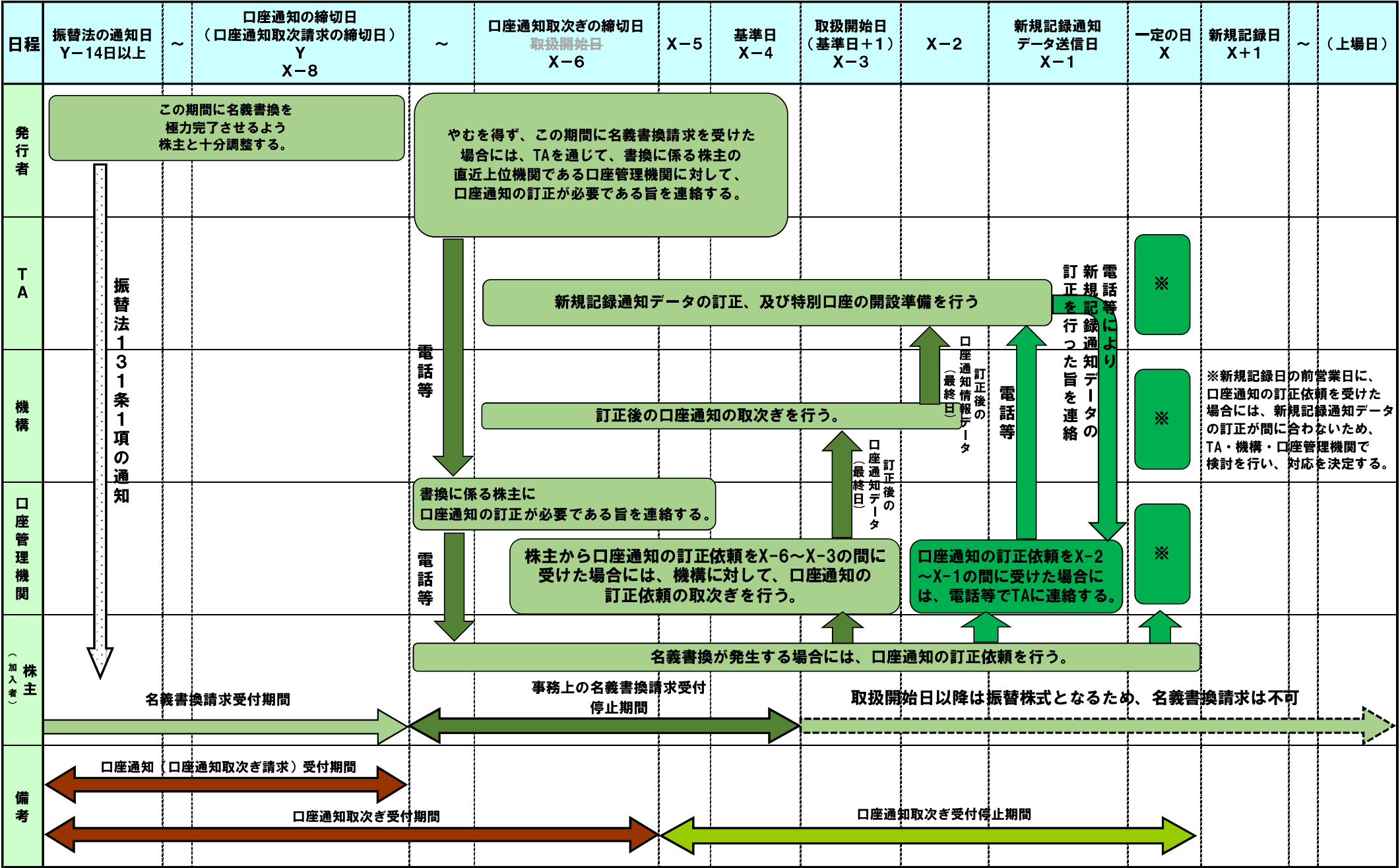
(注1) 株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるときの取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。

(注2) 振替法131条1項の通知を行わない場合は、事前の連絡に係る「振替法の通知日の4週間程度前」を「取扱開始日-7週間程度」と、同意書の提出に係る

「振替法の通知日の2週間前」を「取扱開始日-5週間」とそれぞれ読み替える。また、その場合の「機構報による通知の日」は、取扱開始日の3週間前の日とする。

(注3) 特別口座が開設されないことが見込まれる場合には、関係者との調整のうえ、X-6からXまでの期間を1営業日短縮することも可能。

新規上場時の取扱開始の例外日程（新規記録日の7営業日前から前営業日までの間に基準日が到来する場合）



（注1）名義書換が発生しない株主の処理については「新規上場時の取扱開始の標準日程」と同様。

（注2）本資料は、X-4に基準日が到来した場合を例として作成している。

1-1. 吸收合併①

日程	決議日	～	X-1月	～	X-7	X-6	X-5	X-4	X-3	X-2	X-1	吸収合併期日 一定の日 X
非振替 吸収合併 消滅会社												
振替 吸収合併 (TA) 存続会社												
機構												
口座管理機関												
吸収合併 消滅会社の 株主												
備考												

○実務的には、吸収合併存続会社のTAがデータの授受を行う。

訂正後の口座通知情報データ (最終日)

訂正後の口座通知データ (最終日)

9:00に記録する。

新規記録処理結果

増加の記録

9:00に記録する。

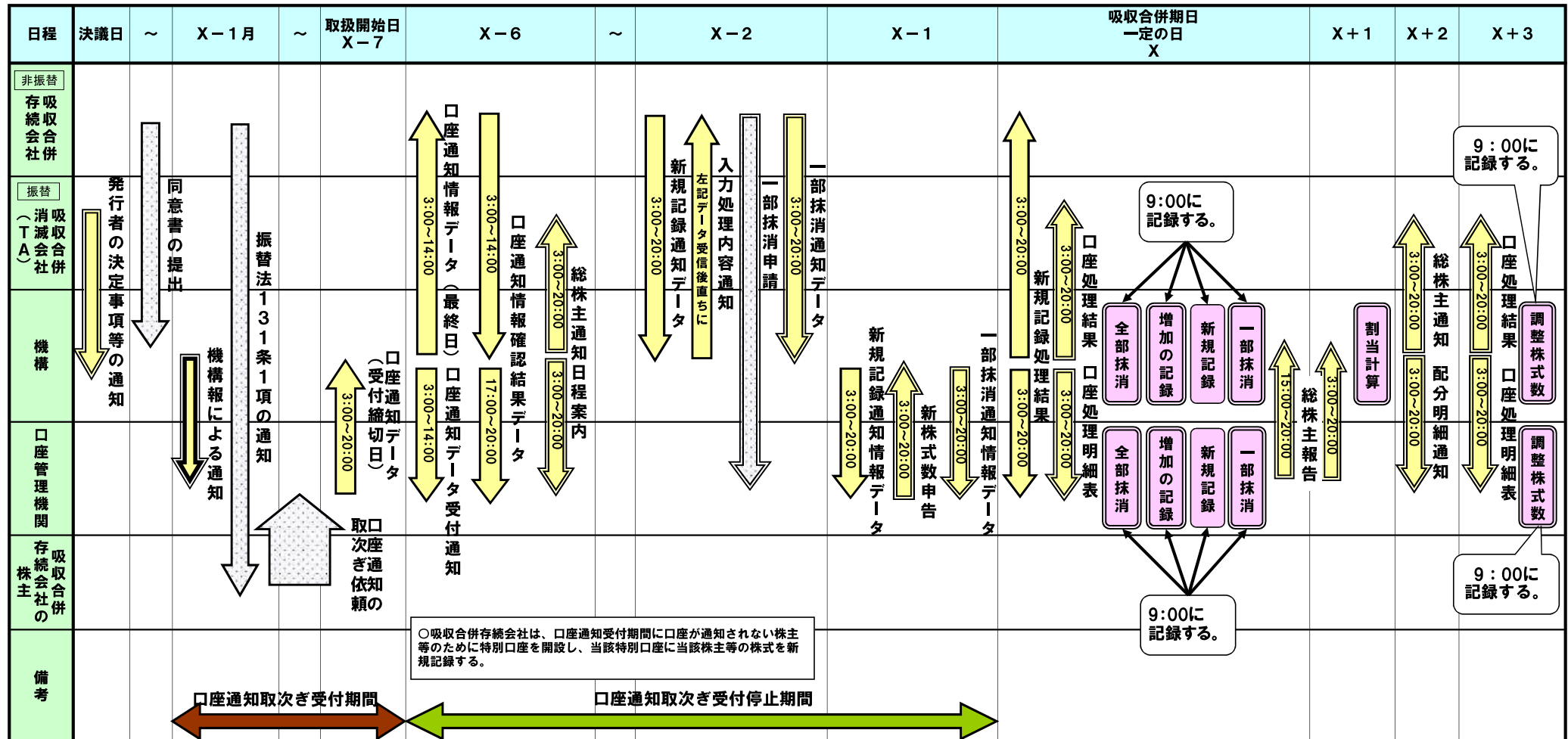
○吸収合併存続会社は、口座通知受付期間に口座が通知されない株主等のために特別口座を開設し、当該特別口座に当該株主等の株式を新規記録する。

口座通知取次ぎ受付期間

事務上の口座通知取次ぎ受付停止期間

(注1) 吸収合併消滅会社の株式が非振替株式、吸収合併存続会社の株式が振替株式である場合の手続。

1-2. 吸収合併②



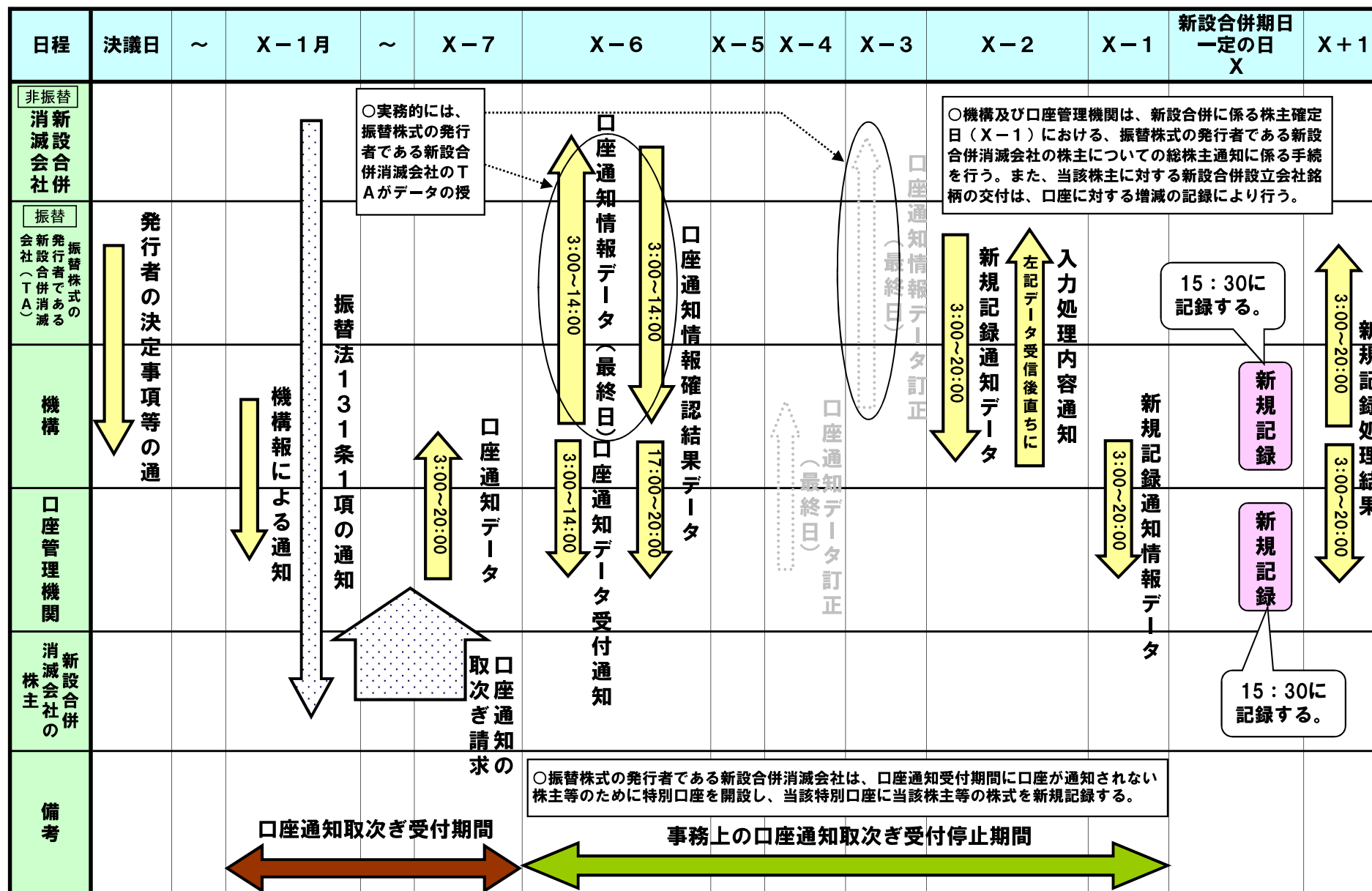
- (注1) 吸収合併存続会社の株式が非振替株式であり、吸収合併消滅会社の株式が振替株式である場合の手続。
 (注2) 割当比率が非対等であり、自己株充当ありの場合の手続。
 (注3) 単線の矢印等が吸収合併存続会社の株主に係る手続であり、二重線の矢印等が吸収合併消滅会社の株主に係る手続。

非振替
吸収合併
存続会社

(注1) 吸収合併存続会社の株式が非振替株式であり、吸収合併消滅会社の株式が振替株式である場合の手続。
(注2) 割当比率が非対等であり、自己株充当ありの場合の手続。
(注3) 単線の矢印等が吸収合併存続会社の株主に係る手続であり、二重線の矢印等が吸収合併消滅会社の株主に係る手続。

2. 新設合併

別紙2-2-4



(注1) 一方の新設合併消滅会社の株式が非振替株式であり、他方の新設合併消滅会社の株式が振替株式である場合の手続。

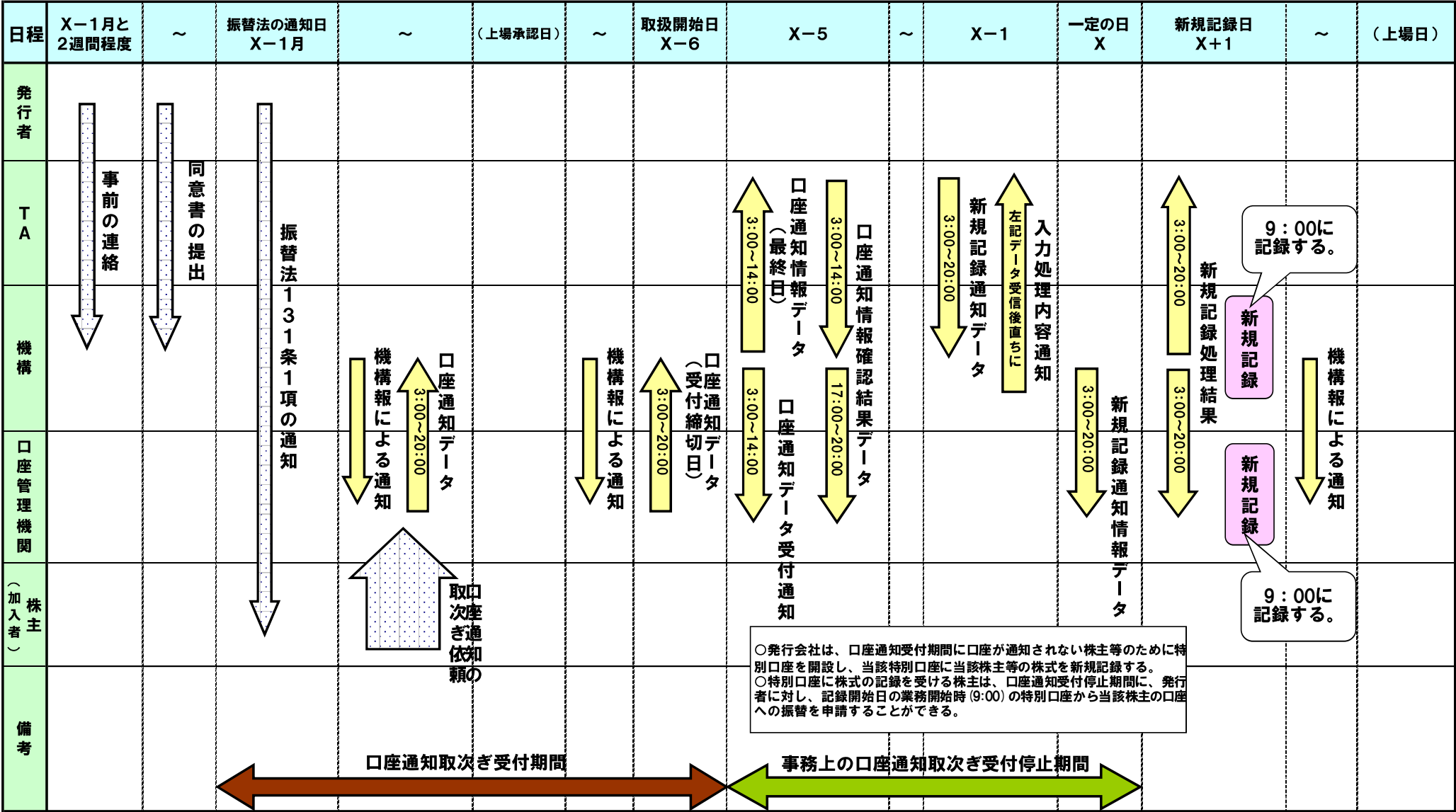
6. 株式交換

(注1) 株式交換完全子会社の株式が非振替株式、株式交換完全親会社の株式が振替株式である場合の手続。

7. 株式移転

(注1) 一方の株式移転完全子会社の株式が非振替株式であり、他方の株式移転完全子会社の株式が振替株式である場合の手続。

新規上場時の取扱開始の標準日程（振替法131条1項の通知を上場承認日に先立って行う場合）

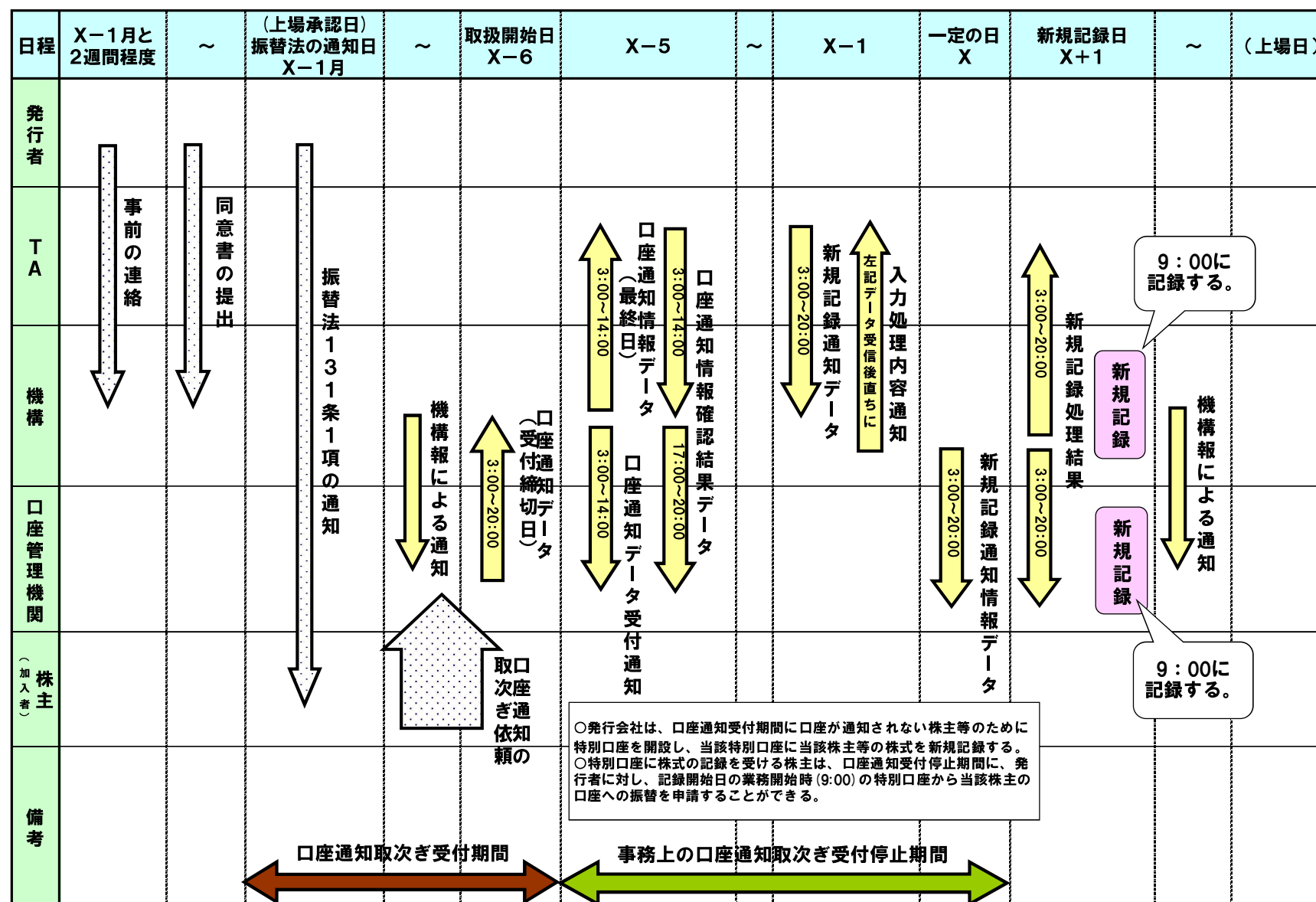


（注1）株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるときの取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。

（注2）上場承認日、上場日については、金融商品取引所の決定する事項となる。

（注3）TOKYO PRO Marketへの新規上場の場合については、上図の上場承認日を上場申請日と読み替える。

新規上場時の取扱開始の標準日程（振替法131条1項の通知を上場承認日と同日に行う場合）

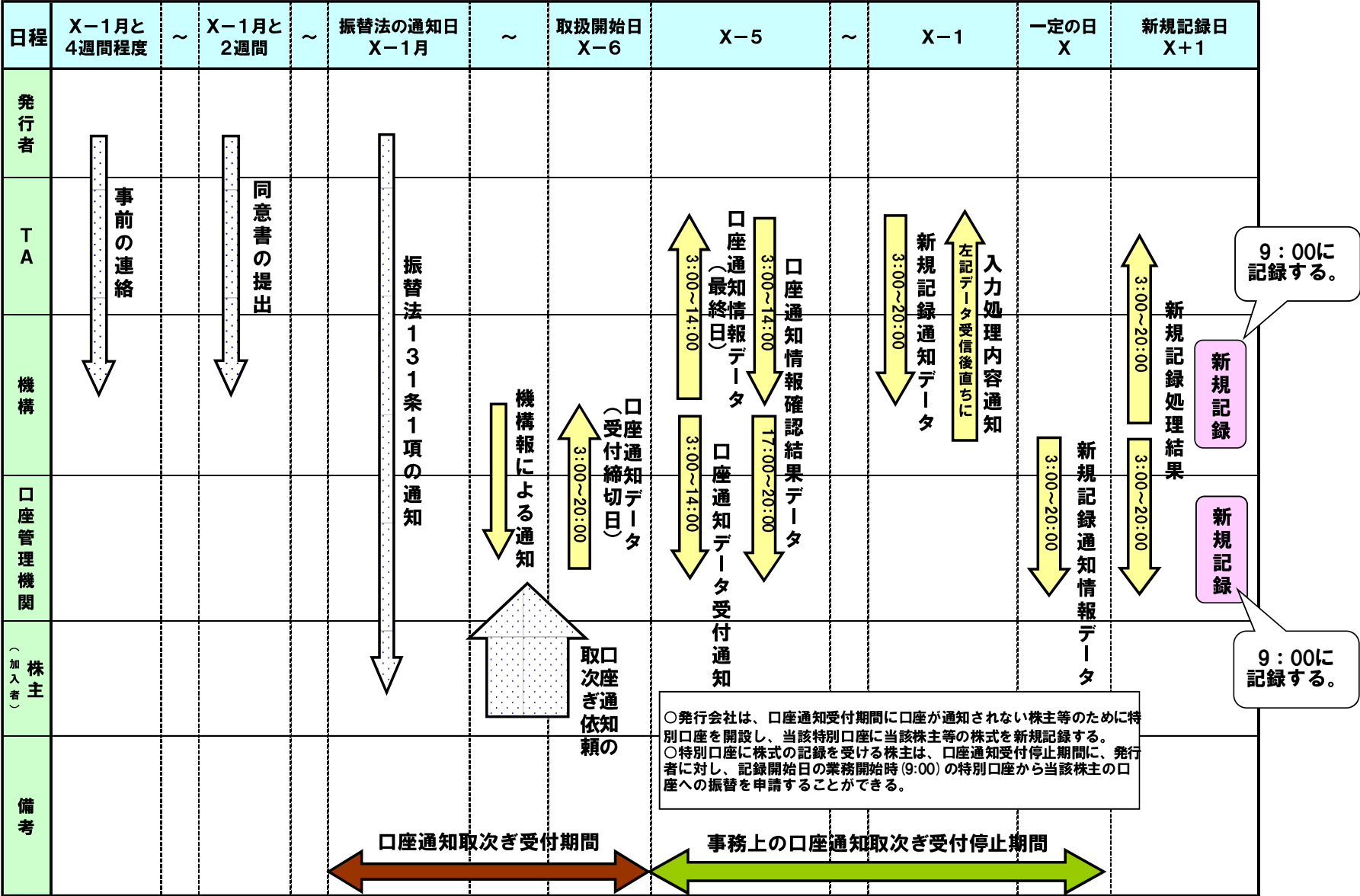


(注1) 株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるときの取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。

(注2) 上場承認日、上場日については、金融商品取引所の決定する事項となる。

(注3) TOKYO PRO Marketへの新規上場の場合については、上図の上場承認日を上場申請日と読み替える。

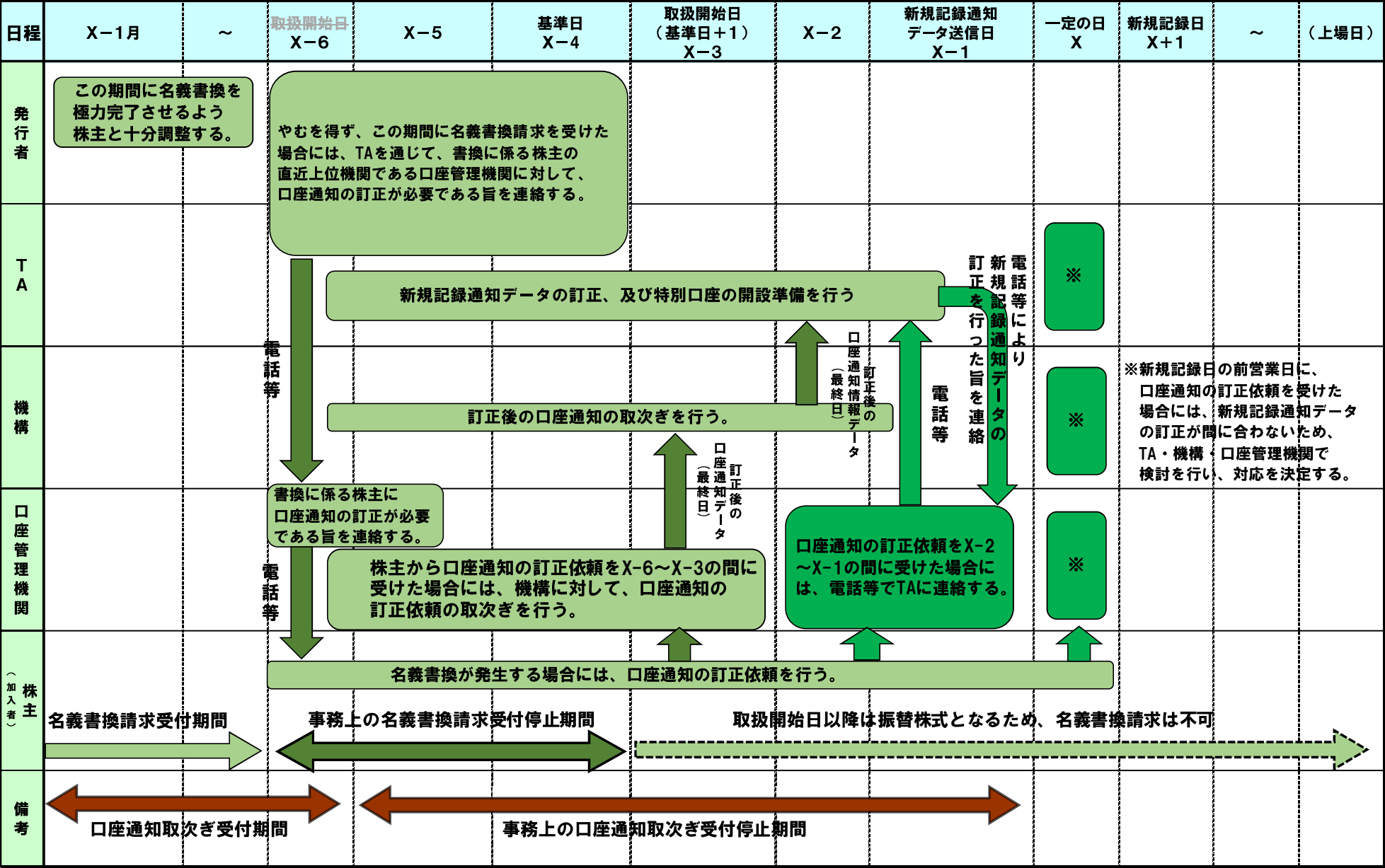
非上場株式の取扱開始の標準日程



(注1) 株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるときの取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。

(注2) 振替法131条1項の通知を行わない場合は、事前の連絡に係る「X-1月と4週間程度」を「取扱開始日-7週間程度」と、同意書の提出に係る「X-1月と2週間」を「取扱開始日-5週間」と読み替える。また、その場合の「機構報による通知の日」は、取扱開始日の3週間前の日とする。

新規上場時の取扱開始の例外日程（新規記録日の7営業日前から前営業日までの間に基準日が到来する場合）



(注1) 名義書換が発生しない株主の処理については「新規上場時の取扱開始の標準日程」と同様。

(注2) 本資料は、X-4に基準日が到来した場合を例として作成している。